

1歳児配置改善加算の措置に伴う 配置基準補助金の運用ルール見直しについて

令和7年9月2日
こども未来局幼保運営課

1 1歳児配置改善加算の概要

公定価格上の加算措置

- ・令和7年4月から、国の基準改正に併せて、新たに「1歳児配置改善加算」が措置されている。
- ・当該加算は、6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算するもの。

【対象】

- (1) 処遇改善等加算1・2・3の全てを取得している。
- (2) 業務においてＩＣＴの活用を進めている。
※①登録園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、
①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上。

1 1歳児配置改善加算の概要

加算額の試算

・加算額は園ごとの状況により異なるものの、本市の試算結果では、1園当たりの平均としては約280万円／年を見込む。

最大取得額 約682万円／年

最小取得額 約100万円／年

※試算は、今年度の児童数の推移見込みと、昨年度実績の保育士充足状況を加味して行ったものであり、児童数や保育士の採用数によって取得額は増減する。

※加算額は、加算単価に在籍児童数を乗じて決定するため、各園により異なる。

加算取得園数

・令和7年7月時点で加算の取得を予定している園は、次のとおり。

保育園 62園 取得率34%

認定こども園 13園 取得率24%

※職員配置の見直しやICTの取組み状況により、変動する場合がある。

2 配置基準補助金の運用ルール見直し経緯

検討経緯

- ・交付要綱において、配置基準補助金の趣旨は「職員定数のほか、公定価格における各加算分を超えて保育士等を配置するために要する経費に対し補助する。」と記載されている。
- ・「1歳児配置改善加算」が適用される園は、従前よりも給付費による運営経費が増額となるが、上記の交付要綱の内容を踏まえ、これまで増額を図ってきた配置基準補助金との整合性を図る必要があったため、「1歳児配置改善加算」の金額を確認のうえ、対応について検討を重ねてきた。
- ・検討の結果、4歳以上児配置改善加算の取扱いと同様に、各園の実収入に影響が生じない範囲で見直しを行うこととした。

見直し内容

- ・現行の補助メニュー・補助水準（補助単価）は維持する。
- ・1歳児配置改善加算を取得している場合は、1歳児配置改善加算額相当額を補助額から差し引く。
- ・差し引き額について、今年度からは加算額のうちの基本単価分のみとすることとし、処遇改善に係る部分は差し引かない運用とする。（4歳以上児配置改善加算についても、同様の取扱いとする。）
- ・令和7年度分から適用する。

3 配置基準補助金の運用ルール見直し内容

- 現行の補助メニュー・補助水準（補助単価）は維持する。

イメージ

- 4歳以上児配置改善加算及び1歳児配置改善加算を差し引く。（公定価格加算分）

- ・各加算分の合計から4歳以上児配置改善加算額相当額及び1歳児配置改善加算相当額を差し引く。
- ・差し引き額の今年度からは加算額のうちの基本単価分のみとすることとし、処遇改善に係る部分は差し引かない運用とする。
(4歳以上児配置改善加算についても、同様の取扱いとする。)

- 令和7年度分から適用する。

- ・当初交付決定については見直し前の内容で額を決定している。
- ・実績報告において見直し内容を反映し補助金額を確定する。
- ・第二期の分割請求においても見直し内容を反映する。
→見直しにより、1歳児配置改善加算の対象園は、当初交付決定額よりも見込補助額が減額となるため、例年よりも請求できるケースが減る可能性が高い。
なお、1歳児配置改善加算の対象ではない園は例年どおり。

(参考：第二期の分割請求ができるケース)

当初交付決定額（申請額の75%）>10月時点での見込補助額

1 確定額

金12,629,000円

種目	補助金の確定額
1 基本加算分1	2,590,000円
2 基本加算分2	3,935,000円
3 基本加算分3	3,935,000円
4 一般加算分1	2,663,000円
5 一般加算分2	円
6 特定加算分1	3,256,000円
7 特定加算分2	円
8 公定価格加算分	-3,750,000円
合計	12,629,000円

4 今後のスケジュール

第二期分割請求

- ・9月中旬 案内文送付
 - ・9月下旬 データ提出締切
 - ・10月末 支払い（概算払い2回目）
- ※ 第2期の分割請求を希望しない場合は、特段の作業はございません。
- ※ 今般の見直しにより、例年よりも請求できるケースが減る可能性が高いため、ご希望に添えない場合がございます。
(当初交付決定額（申請額の75%）>10月時点での見込み補助額)
- ※ 押印省略により、紙の提出は不要となります。

実績報告

- ・2月中旬頃 依頼文送付
- ・3月上旬頃 データ提出締切
- ・4月末 支払い

参考：配置基準補助金：実施状況

経緯・実施内容

- ・職員配置は保育の質の根幹であり、職員配置に係る支援は重要だという認識のもと、保育士等を配置するために要する経費に対する補助を平成4年から市の単独事業として実施している。
- ・令和3年度に制度改正を行い対象職員の拡大（事務員等）等を実施したほか、補助単価についても近年増額を図っているところであり、今後も各施設における職員配置の支援となるよう努めていきたいと考えている。（詳細は、下記の実施状況を参照）

実施状況

